

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
(平成 25 年政令第 294 号)

規制の名称：特定既存耐震不適格建築物に係る報告内容の追加

規制の区分：新設、改正 (拡充)、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課

評価実施時期：平成 30 年 3 月 28 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時には、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を促進することが必要である一方、所有者の任意に委ねるのみでは耐震化が十分に図られないため、規制の見直しの必要があると認識していたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時には、現行制度における報告事項では特定既存耐震不適格建築物（建築後に法令が改廃されたことにより、地震に対する安全性に係る現行の基準に適合しない一定の規模以上の病院、劇場等の建築物）の地震に対する安全性について現状を把握できず、所管行政庁から改修等に関する的確な指示ができないため、建築物の地震に対する安全性を確保することができない可能性がある想定していたが、事前評価時以降に社会経済情勢等の変化は見受けられないため、このことに変わりはない。

- ③ 必要性の検証

事前評価時と同様に、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を促進することが必要であり、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

[事前評価時の測定指標]

所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して行う建築物の「構造の状況」に係る報告徴収の遵守費用として、当該建築物の所有者において、構造の状況の報告に係る費用が発生する。

[遵守費用]

建築物の所有者において、当該建築物の構造の状況の報告に係る費用が発生した。

[費用推計との比較]

建築物の構造の状況の報告に係る費用は、対象となる建築物の規模等によって異なるため、遵守費用を定量的に把握することは困難であるが、既存の報告事項に1項目追加したのみであり、当該規制が建築物の所有者において受忍することのできないほどの負担であるという意見は寄せられていない。

⑤ 「行政費用」の把握

[事前評価時の測定指標]

所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して行う建築物の「構造の状況」に係る報告徴収の行政費用として、所管行政庁において、その報告内容の確認に係る費用が発生する。

[行政費用]

所管行政庁において、報告内容の確認に係る費用が発生した。

[費用推計との比較]

当該報告に係る業務量の増加分を定量的に把握することは困難である、事前評価時の想定とかい離はないと考えている。

⑥ 効果（定量化）の把握

所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、建築物の構造の状況を報告させることが可能となったことで、建築物の地震に対する安全性について、現状を把握することができるようになり、所管行政庁の指示による建築物の地震に対する安全性の向上の促進に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はないが、どの程度、安全性の向上に寄与したかを定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、建築物の構造の状況を報告させることが可能となったことで、建築物の現状を把握することができるようになり、建築物の地震に対する安全性の向上の促進に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、上記のとおり当該規制の効果については定量的に判断することは困難であり、そのため効果を金銭価値化して便益を把握することもできない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の導入に伴い、遵守費用として建築物の構造の状況の報告に係る費用が発生し、行政費用としてその報告内容の確認に係る費用が発生した。

一方、当該規制の導入により、所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、建築物の構造の状況を報告させることが可能となったことで、建築物の現状を把握することができるようになり、建築物の地震に対する安全性の向上の促進に寄与した。なお、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

上記の費用と効果（便益）を比較すると、費用が一定程度発生するものの、大規模地震の人的被害、経済被害等が大幅に軽減されるという効果（便益）は費用を大幅に上回るものであり、今後も同様の効果（便益）が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。